

警察庁丁交企発第289号  
令和6年10月21日

一般社団法人 日本二輪車普及安全協会 御中

警察庁交通局交通企画課長

道路交通法の一部を改正する法律の周知等に関する御協力をお願い

平素より、交通安全対策の実施について格段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年11月1日より、道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）が施行されることに伴い、ペダル付き原動機付自転車について、運転の定義が明確化されることとなります。

近年、ペダル付き原動機付自転車の交通事故・違反が増加しているところ、違反取締りにおいては、現状、ペダル付き原動機付自転車の運転者に、原動機付自転車等を運転しているとの認識が必ずしも十分でない事案が多く見受けられるところではありますが、今回の法改正により、ペダル付き原動機付自転車を、原動機を用いず、ペダルのみを用いて人の力により走行させる場合であっても、自動車又は一般原動機付自転車の運転として扱われることが、法律上明確化されることとなります。

貴団体におかれましても、今回の改正内容につきまして留意いただきたいと存じます。

また、当庁は、今回の改正内容やペダル付き原動機付自転車の運転者が守るべき交通ルールについて、関係機関・団体の皆様と連携の上、周知、啓発し、ペダル付き原動機付自転車による交通事故・違反を減らしたいと考えております。

今回の改正内容やペダル付き原動機付自転車の運転者が守るべき交通ルールについて、一人でも多くの皆様に知っていただくため、当庁では、ポスターやリーフレットを作成しております。是非、貴協会内での周知やウェブサイトへの掲載、関連のある企業様への周知、事業所等への掲載等に御協力いただけますと幸いです。

当庁では、今後とも、交通事故防止に向けたあらゆる取組を実施してまいります。引き続き御理解と御協力の程、よろしくお願いいたします。

**【連絡先】**

警察庁交通局交通企画課

電話：03-3581-0141(内線5063)